

## 九部 関連年表と資料

### 文部省による思想管理の実態・関連略年表

- 資料 6代学監・宮原民平 『思想善導』・大正13(24)年4月  
資料 共産青年同盟 『学生自治会について』(いわゆる学生テーゼを自治会に特化したもの)・昭和6(31)年5月?  
資料 鍋山貞親・佐野学 『共同被告に告ぐる書』・昭和8(33)年6月8日  
資料 4代学長・永田秀次郎 『俳句的人世観』

### 文部省による思想管理の実態・関連略年表

昭和5(30)年から昭和16(41)年にかけての

#### 年表作成の仕方

拓殖大学蔵・【綴り『文部省学生部関係書類』】に収録されている文部省の通牒類、編纂室編『拓殖大学百年・略年表(未定稿)』、『拓殖大学百年史・資料編四』(本稿と同じ略号使用)に記載のもの、文部省編『学制八十年史』の巻末にある年表、岩波書店版『近代日本総合年表』(以下略称『岩波年表』とする)その他を参考にした。記載事項には、拙稿『満洲移住協会・拓殖大学と大蔵公望関係・略年表』と重複している場合もある。

表中 〇は拓大関係の事項 △は本稿で特に触れた事項 \*は巻末資料を示す。(平成16年12月19日・作。今次発表に際して一部補正と加筆)

昭和 3 ( 2 8 ) 年

- 7月24日 司法省、思想係検事の新設（勅令）
- 9月 宮原民平、大学幹事に就任し学生主事を兼任（～7年6月）
- 10月30日 文部省専門学務局、学生課を設置。『思想調査資料』の発刊

昭和 4 ( 2 9 ) 年

- 5月 永田秀次郎、拓殖大学4代学長に就任
- 6月 法学博士・教授中村進午、5代学監に就任
- 7月 1日 文部省、社会教育局の設置及び学生課を学生部（学生課・調査課）に昇格
- 10月24日 ニューヨーク株式市場大暴落。世界恐慌始まる。日本に波及

昭和 5 年

- 1月11日 金輸出解禁（金本位制への復帰を試みる）
- 2月1日～4月2日 ロンドンにて海軍軍縮会議。22日に条約調印
- 4月 1日 学生部報告例制定に関する件、文部次官通牒（S 一五五）
- 4日 田中隆三文相、帝大総長を官邸に招いて思想問題を協議
- 25日 衆議院にてロンドン軍縮に発して統帥権干犯問題が起きる
- 5月20日 東京帝大経済学部教授山田盛太郎、平野義太郎ら共産党シンパとして検挙
- 6月10日 海軍軍令部長加藤、帷幄上奏して天皇に辞表提出
- 24日 拓大学生総会にて創立30周年事業として脇光3学友建碑を決議
- 7月～20年 水野錬太郎（内相・文相経験者）、東洋協会会長に就任
- 9月1日 文部省、図書推薦規程を定める
- 『拓殖大学論集』1号発刊
- 下旬 橋本欣五郎、櫻会結成。国家改造に武力行使を辞せず
- 11月13日 文部省、高等諸学校に思想問題の良書推薦開始
- 14日 浜口首相、東京駅で狙撃される
- 20日 九鬼周造《いき》の構造
- 12月11日 文部省、私立大学総長学長協議会を開催し、学生の思想問題を協議（中川健蔵・文部次官、直筆にて永田学長に出席要請）
- 12日 学長永田秀次郎、文部省の要請あって(?)天皇陛下に拝謁
- 23日 文部省、「家庭教育振興に関する件」訓令
- 23～26日 文部省学生部主催・私立大学学生主事、学生監会議

昭和 6 ( 3 1 ) 年

1月 9日 前掲会議 『(秘) 関東・関西私立大学学生主事、学生監打合会議、議了事項』。同上頒布 ( S 一六四 )

10日 文部省、中学校令施行規則を改変。法制・経済を公民科に、柔・剣道を必修に

19日 文相による第2回私大総長、学長協議会。於、帝国学士院

2月19日 \* 文部次官発学三二号、「学生生徒の思想上の指導訓育及監督取締に関する事項」 ( S 一六五 )

3月 大川周明、橋本欣五郎ら未発の三月事件

4月 永雄策郎、拓大講師。「植民政策」担任

15日 橋孝三郎、水戸市外に愛郷塾を設立

23日 烈士脇光三碑建立除幕式

5月 5日 蛸山政道、河合栄治郎、『学生思想問題』刊

5月頃か? \* 共産青年同盟の方針 『学生自治会について』

6月28日 黒龍会を中心に大日本生産党を結成

7月 1日 文部省、省内に学生思想問題調査会を設置。穂積重遠、河合栄治郎、蛸山政道らを委員に任命 ( 翌年5月2日、文相に答申 )

8月4~8日 学生部、思想問題講演会の開催

9月 7日 大川周明、赤松克麿、津久井龍雄、日本国家社会主義研究所設立

18日 関東軍3謀による柳条湖事件、満洲事変勃発

10月17日 大川らの画策した未発の「十月事件」

29日 外務省、文部省宛に中国留学生による排日運動の取締

まり要請

11月 9日 学生部、極秘定期情報誌・『彙報』を発行

22日 社会民衆党中央委員会、満洲事変を支持

12月13日 犬養毅内閣発足、

この年、中等学校以上の左傾事件が頂点に達する。395件。

昭和 7 ( 3 2 ) 年

1月17日 安岡正篤、酒井忠正ら、国維会を結成

28日 上海事変

29日 文部省、各大学宛、朝鮮人学生の思想調査を通牒

2月 5日 新渡戸稲造 (元学監) の軍部批判が問題化 (松山事件)。3月4日に在郷軍人会本部に赴き陳謝

- 9日 前蔵相・井上準之助、 血盟団員に射殺さる
- 3月 1日 満洲国建国宣言
- 5日 3井合名理事長・団琢磨、 血盟団員に射殺さる。
- 18日 学生部、右傾学生団体の調査を大学宛に通牒（S 168）
- 5月13日 東洋協会「満洲移住事業に関する建議」を首相、他関係閣僚に
- 15日 5・15事件。犬養首相、射殺さる
- 20日 大塚金之助、野呂栄太郎、平野義太郎、日本資本主義発達史講座の発刊。～翌年8月。7巻。後の講座派。
- 下旬 拓大にて同盟休校事件。宮原幹事6月に責を負い辞任
- 6月29日 警視庁、特別高等警察部（特高警察部）設置の勅令公布。
- 7月12日 権藤成卿、『農村自救論』刊
- 15～20日 学生部、思想問題講演会の開催
- 25日 満洲国協和会結成
- 8月 5日 学生部長（発学四二号）「思想問題に関する図書通知方の件」
- 23日 勅令で、国民精神文化研究所を設置
- 9月 9日 河上肇（拓大講師経験者） 共産党に入党
- 15日 日満議定書を調印。日本、満州国を承認。
- 10月23日 唯物論研究会創立大会。
- 11月12日 東京地裁判事、共産党シンパとして逮捕。司法官赤化問題

昭和 8（33）年

- 1月10日 東京商大、大塚金之助、逮捕。12日、河上肇も検挙。
- 2月 4日 長野県で赤化教員の検挙開始。4月までに615校、138人検挙
- 3月27日 国際連盟脱退の通告。詔書発表
- 4月 拓殖招魂社建立
- 22日 鳩山文相、京大、滝川幸辰の辞職を総長に要求。7月に免官
- 5月13日 長谷川如是閑、三木清、新居格ら同月10日のナチスによる焚書事件に抗議
- 6月 内務省、左右出版物の検閲強化する制度改革と取締官の拡充
- 8日 共産党幹部佐野学、鍋山貞親、獄中で転向声明（注1）
- 7月 1日 京大、東大学生ら、滝川事件に抗議し、全国の大学によびかけ、抗議集会と声明
- 6日 河上肇、獄中で引退声明

8日 文部省、『非常時と国民の覚悟』を外務、陸軍、海軍各省と共同編纂して、学校などに配布（『岩波年表』による。同冊子表紙には6月と記されている）

14日～8月14日 学徒至誠会（理事長永田秀次郎）主催、第1回満洲産業建設学徒研究団総員千名参加。 団長永田、拓大生12名参加

9月11日 5・15事件、被告への陸軍側判決。 禁錮4年

15日 政府、資源局の調査になる重要研究事項40項目を発表

10月30日 山梨、高知両県で、文部省の指示になる思想問題研究会を設置。 続いて各県に設置。 地方教員に対する思想対策

11月 9日 5・15事件、海軍側の判決。 最高禁錮15年

13日 救国埼玉挺身隊、暗殺計画発覚。主犯、従犯は拓大出身者

28日 野呂栄太郎、検挙（翌年2月、獄死）

12月20日 陸軍、海軍両省、最近の軍部批判は軍民離間の行為で黙視できぬと声明

昭和 9（34）年

1月 文部省学生部 『秘・左傾学生生徒の手記』 翌年まで3編

2月 3日 5・15事件、民間側の判決。軍人より重刑。 無期懲役あり

3月16日 衆議院、治安維持法改正案を若干修正の上可決。

31日 大川周明、拓大教授を解職。 5・15事件の被告として判決

6月 1日 文部省、学生部を拡充して思想局（思想課・調査課）を設置。 勅令（注2）

鹿児島県、文部省の指示で国民精神講習所を設置、 続いて各県へ

7月16日～8月15日 財団法人学徒至誠会、第2回満洲産業建設学徒研究団派遣。 永雄教授も同行

10月 1日 陸軍省新聞班、『国防の本義とその強化の提唱』を頒布

11月 （秘）『思想局要項』の発行

12月20日 河合栄治郎 『日本ファシズム批判』

29日 ワシントン海軍軍縮条約廃棄を米国に通告

（この年、「日本精神」を題名に用いた書籍刊行、最多。前年比3倍弱）

昭和10（35）年

1月17日 文部省、橋田邦彦、和辻哲郎ら7名を思想視学委員に任命。 視察を行う

2月18日 菊池武夫、貴族院で美濃部達吉議員の天皇機関説を批判。

25日 美濃部の反駁演説

- 3月 4日 岡田啓介首相、 機関説を批判
- 23日 衆議院、 国体明徴決議を満場1致で決議
- 4月 6日 陸軍・教育総監、 国体明徴の訓示を通達
- 9日 美濃部、 機関説のために不敬罪で告発さる。主3著の発禁
- 10日 文部省、 国体明徴を訓令（S 一七五）
- 23日 在郷軍人会、 機関説批判のパンフを頒布
- 5月 3日 高等文官試験委員から機関説派は排除
- 7月14日～8月15日 学徒至誠会、 第3回満洲派遣学徒研究団
- 7月15日～19日 文部省、 明徴問題に発して、 大学、 専門学校長、 学生主事らに憲法講習会開催。 於、 本省大会議室
- 8月 3日 政府、 国体明徴を声明
- 12日 陸軍省軍務局長永田鉄山、 白昼に局長室で相沢中佐に刺殺さる
- 27日 在郷軍人会、 機関説排撃を宣言
- 9月18日 美濃部、 貴族院議員の辞表を提出
- 10月15日 政府、 国体明徴2次声明
- 11月16日 教学刷新評議会官制の公布（文政審議会の廃止）
- 28日 「学校における宗教的情操の涵養に関する件」 を通牒

#### 昭和11（36）年

- 1月10日 法制局長官金森徳次郎、 機関説派として辞任
- 2月 1日 美濃部、 自宅で右翼青年に襲われ負傷
- 26日 在京陸軍と民間の一部、「2・26事件」
- 27日 東京都心の一部、 戒厳令を施行
- 3月31日 筧克彦、『大日本帝国憲法の根本義』（前掲、 前年7月の文部省・憲法講習会での演題）
- 5月18日 陸海軍大臣・次官を現役とする旨を公布。 勅令
- 29日 思想犯保護観察法公布、 思想犯検挙者5万9千。 入獄中519、 うち非転向120人
- 7月 5日 陸軍軍法会議、 2・26事件被告に判決。 17人死刑判決
- 14日～8月 16日 学徒至誠会、 第4回満洲派遣
- 22日 思想局、 大学、 専門学校に「日本文化講義」の実施を通達
- 9月 8日 同局、 日本諸学振興委員会を設置。 同規程は訓令
- 25日 在郷軍人会令の公布。 陸海軍大臣の所管になる公的機関に
- 11月25日 日独伊防共協定をベルリンで調印
- 27日 閣議で次年度予算決定。 総額30億4千万円、 うち軍事費は

約 14 億円

12月31日 ワシントン海軍軍縮条約失効

昭和 12 ( 37 ) 年

1月 2日 大蔵公望、 拓大専務理事に就任

23日 解散を主張する陸相と政党出身の閣僚の不一致で廣田内閣総  
辞職

25日 宇垣一成に大命降下なるも陸軍の反対で異例の辞退

3月16日 同志社大学、 国体明徴問題で教員騒動

22日 陸軍省、 陸軍軍人軍属著作規則を改訂。 軍人の言論統制を強  
化

27日 文部省、 国体明徴の視点から中学、 師範、 高女、 高校の授業  
科目を改訂

4月 9日 文部省編、『国体の本義』 を全国に配布 ( 注 3 )

30日 思想局、 今年度も日本文化講義の設置を大学等に通牒

5月19日 拓大第 1 回校務協議会、 方針策定 ( S 一七八 )

26日 内閣に文教審議会を設置。 勅令 ( 教学刷新評議会の廃止 )

7月 7日 蘆溝橋で日本軍と中国軍が衝突

15日 文相、 宗教、 教化団体長に挙国一致を要望

17日 ~ 8月16日 学徒至誠会、 第 5 回学徒研究団派遣

7月21日 文部省、 思想局を廃止し、 外局として教学局 ( 庶務課・  
企画部・指導部 ) を設置。 局長から長官職 ( 注 4 ) へ

8月14日 陸軍軍法会議、 北一輝、 西田税に死刑判決

17日 文部省宗教局長、 国民精神総動員で宗教家の奮起を促す

24日 閣議、 国民精神総動員実施要綱を決定 ( S 一八三 )

9月 9日 同上、 内閣訓令

28日 閣議、 海外留学・派遣の抑制を決定。 翌年 9 月、 文科系中  
止決定

10月12日 国民精神総動員中央連盟結成

16日 拓大、 神道講座開設の件 ( S 四九一 )

25日 企画院官制公布 ( 勅令 )

11月 3日 満蒙開拓青少年義勇軍に関する建白書を閣議に提出

18日 大本営令公示

20日 大本営陸・海軍部に報道部を設置

24日 東大経済学部教授会で学部長ら、 矢内原忠雄の言論を批判

12月 1日 矢内原教授、 辞表提出。 同月 4 日、 退官。 永雄が後を継ぐ。

- 10日 文教審議会を改め教育審議会に（16年11月13日まで）
- 13日 日本軍、南京占領

昭和13（38）年

- 2月 1日 大内兵衛、有沢広巳、脇村義太郎、美濃部亮吉ら検挙
- 7日 岩波文庫、社会科学関係書28点の自発的な休刊を要請さる
- 3月31日 教学局編『思想指導に関する良書選奨』刊行。これまでの集大成
- 4月 1日 国家総動員法公布  
拓大、顧問制度。近衛文麿、廣田弘毅、宇垣一成他計13名
- 25日 3月に刊行の教学局編『思想指導に関する良書推奨』を送付
- 6月 9日 文部省、勤労働員（集团的勤労作業運動実施に関する件）の通達
- 7月10日～8月2日 学徒至誠会、第6回学徒研究団派遣。次回なし
- 25～28日 文部省教学局主催、東洋教学講習会
- 9月19日 「帝大肅正学術講演会」日比谷公会堂で開催
- 10月 5日 河合栄治郎の『ファシズム批判』など発禁
- 11月 7日 国民精神作興週間始まる
- 12月13日 教学局、「図書のおすすめ及び紹介に関する件」通牒
- 16日 興亜院官制公布。勅令

昭和14（39）年

- 1月28日 東大総長、経済学部河合栄治郎、土方成美の休職処分（平賀肅学）
- 2月 9日 政府、国民精神総動員強化方策を決定。同委員会官制公布
- 3月30日 文部省、大学でも軍事教練を必修と通牒（前年6月9日の通牒との関連）
- 4月 4日 文部省、大学予科、高校の教科書許可制強化。同日、24冊を却下  
拓大専門部改組に伴い、部長に教授永雄策郎が就任
- 28日 文部省図書局長より、学監中村進午著『法学通論』の憲法解釈に注意（S一九九）
- 5月15日 帝大、官立医大に臨時附属医学専門部を設置
- 23日 室蘭など7高等工業の新設
- 29日 文部省、小学校5、6年生と高等科男子に柔・剣道を省令



31日 次官、教学局長官、興亜青年勤労報国隊・北支蒙疆満洲派遣の通牒（S 二六二）  
 7月13日～8月25日 同上報国隊、事前訓練は内原で  
 8月23日 独ソ不可侵条約をモスクワで調印  
 9月7日 文部省、「半島人、台湾本島人その他外国人学生」調査の通牒（S 二〇四）  
 28日 文部省、中学校入試に筆記試験を止めるように通牒  
 10月 中村進午学監逝去に伴い、宮原6代学監に就任  
 12月4日 教学局指導部長、学校図書館に関する調査（発指二八号）  
 閲覧禁示図書調査も含む（S 二一〇）

#### 昭和15年

2月10日 津田左右吉の著作4冊、発禁処分に  
 3月1日 『拓殖大学論集』、廃刊を余儀なくされる  
 9日 衆議院、聖戦貫徹決議案可決  
 18～21日 文部省教育調査部主催、「集団勤労作業指導者講習協議会」を身延山久遠寺で開催  
 4月 小学校国史教科書の巻頭に、神勅を掲載  
 拓大、大学研究所を設立。初代所長に教授川西正鑑就任  
 12日 閣議、科学動員計画要綱を決定  
 7月10日 内務省、左傾出版物の取り締まり強化。130余点を発禁  
 19日 教学局、「発売頒布禁止処分図書の取り扱い方に関する件」通牒  
 26日 閣議、基本国策要綱を決定（大東亜新秩序、国防国家の建設）  
 27日 大本営政府連絡会議、時局処理要綱を決定（南進政策に）  
 30日 文部省、学生生徒の映画、演劇鑑賞を土曜と休日に制限  
 8月 報国隊、満洲、北支、蒙疆各地に派遣  
 9月9日 教学局、中国関係の諸学研究者の調査  
 12日 文部省、中等学校教科書を指定制に  
 13日 講談落語協会、艶笑、博徒、毒婦、白波物の口演禁止  
 22日 北部仏印に日本軍進駐  
 27日 日独伊3国同盟、ベルリンで調印  
 10月12日 大政翼賛会発会式（政党を解消）  
 11月3日 紀元2600年式典挙行。～11日まで祝賀行事  
 18～23日 文部省、高等専門学校教員練成講習会の開催  
 26日 文部省、高師、専門学校などの教科書も文相の認可制に

昭和16（41）年

2月25日 教学局、教職員の著書と論文のその都度の報告を通牒

26日 情報局、各雑誌に執筆者禁止者名簿を内示（矢内原忠雄、馬場恒吾、清沢冽、田中耕太郎、横田喜三郎など）

3月 1日 国民学校令を公布。勅令

4月 4日 閣議で、文部省の管轄下に、植民地、占領地への教員派遣を決定

7日 内務省、出版法により左傾出版物、約660点の発禁（注5）

13日 日ソ中立条約をモスクワで調印

23日 教学局、「発売、頒布、禁示処分左翼図書を取扱方に関する件」通牒。別表目録多数

5月29日 拓大、上記教学局通牒へ32冊の別紙目録付き回答

6月25日 大本営政府連絡会議、仏印南部進駐を決定

7月21日 教学局、『臣民の道』を配布

8月 8日 文部省、全校組織の報国団の編成を訓令（S 三〇八）

10月 6日 大学、専門学校、実業学校の修学年数を3カ月臨時短縮拓大報国隊要綱、教職員幹部任命表、次官宛て報告（S 三一五）

11月 1日 翌年には予科、高校を加えて6カ月短縮に決定。繰上げ卒業始まる

22日 国民勤労報国協力令（勅令）公布（S 三〇九）

12月 1日 同上施規則（S 三一〇）

8日 日本海軍、ハワイ島真珠湾を攻撃。日米開戦（以上）

注1 岩波書店版『近代日本総合年表』では、7日としている。ここでは執筆者である佐野学自身の記述から取った。『佐野学著作集』1巻、3頁。

注2 文部省編『学制八十年史』の年表によれば5月31日付

注3 前掲『岩波年表』では5月31日付

注4 前掲『学制八十年史』では20日付

注5 同上年表では3月7日としている。326頁。ここでは教学局長官名による4月23日付発企二十三号の前文記載の日付から取った。

(一)

思想の混乱といふ語をよく聴く。思想を統一せねばならぬといふ語もまた之に随つて叫ばれる、思想の混乱といふことは、ぜんたい恐るべきことであるか否か、優れたる哲学、優れたる思想は、混乱に因つて生れるのではなからうか、甲乙丙丁各種の思想が相論じて相駁して、益々思想の進歩を見るのではあるまいか、之を支那に視る、最も思想混乱の時代たる春秋戦国三百年が、最も多くの優れたる哲学を生んだ、糠洛関閩 等宋の理学は、儒仏道各思想の混乱時代に成つたものではないか、

凡そ太古野蛮の時代には、思想は単純であり統一されて居たものだらうが、人類の進歩に伴れて、思想の複雑化が起るのは当然では無からうか、老荘より觀れば、孔孟の学は邪説であり、孔孟より觀れば、老荘の道は異端であるが、それが互に戦つて居るところに妙味があるのではないか。

悪思想といひ善思想といふも、その思想の持主から言へば、すべて善思想である、だから政治の当路者が視て悪思想と為すもの必ずしも悪思想とは限らない、いはゆる悪思想家と見做される者の側から觀れば、当路者こそ悪思想家であらう。

危険思想と悪思想とは同じに視られ易いが、これは余程異なるものである、危険思想は常に悪思想とは謂はれない、徳川時代に王政復古を唱へた危険思想家は今日では決して危険思想家ではない、朱熹は南宋の危険人物であつたが、明清の朝廷で崇ばれた、

いつの世でも、時代に妥協しない者は危険思想家の列に入れられるが、時代に妥協しない者を以て尽く悪思想家とするならば、高山彦九郎や朱熹は悪思想家である、之と反対に、時代に妥協する者必しも善思想家ではないことも有り得るのだ。

秦の始皇は、儒者を杭にし書を焚いて、思想の統一をはかつた、即ち権力と暴力とを以て朝廷に不利なる思想と言論とを撲滅しやうとしたのである、その時から二千年後の今日、若し始皇の真似をしやうとする者があれば、それはとんだ時代錯誤であらう、

民衆の教育の普及と印刷の進歩は、古今比較にならぬ、各種の思想が民衆の間に伝播する速度は、今日異常に急激である、そこで思想は思想を以て對抗するより外は無い、徒らに悪思想悪思想と云うても、その悪思想たる所以を納得させなければ、民衆は尚いはゆる悪思想に曳きづられるばかりだ。

政治の当路者たる者が、民間に悪思想ありと認めて、その悪思想を駆逐すべ

く善思想を以て対抗するにもまた方法がある、ただ言論を以て悪思想の攻撃を為し、善思想の宣伝を為すばかりでは、効は拳がらない、何となれば、政治組織や政策やは、当路者の思想の表現の一部であるから、当路者が自らその言ふ所を裏切るやうなことが、政治組織や政策の中に若し有るならば、人民は先づ以てその矛盾をあやしめ、当路者の善思想なるものに疑を挟むであらう、斯くて自ら思想の善導を唱へつつ却って思想の悪導を為すものである。

## (二)

思想の混乱は、さして憂ふべきことではない、二つ以上の異つたる思想があれば、必ず混乱が起る、この混乱の中からさらに優れたる思想は生れる、そして人民の思想を善導するといふことは、人民の思想の混乱を統一することとは同じでは無い、若し政治の当路者が、この二つを一様に考へて、神仏耶の各教派に何事か求めたとすれば、それは大変な間違であらう、神仏耶の思想の根本は互に全く異つて居る。

神道の根本觀念から視れば、仏教や耶蘇教は到底認容することができないものである、また仏教の信仰から言へば、神道も耶蘇教も均しく外道である。耶蘇教からすれば、神道も仏教も迷信である、

たとひ此の三教の間に盗みをするなどか、人を愛せよとかの倫理的共通点が若干あつても、それは枝葉に類似点があるだけで、根本思想は全く異つて居る、これがどうして統一できやう、各教派が真にその信仰に忠実ならば、互に他の宗教の存在は之を許すことができない筈である、

是等の宗教に向つて、思想の統一を求むることは全く意義を為さぬことで、鳥に飛翔生活を廃せしめ、魚に遊泳生活を廃せしめて、すべて陸行生活に統一せしめやうと目論むやうなものだ、思想の統一といふことは、それ故に今日では不可能の事である。思想の善導は或は可能であるにしても

## (三)

或る華族さん曰く、今日の思想の悪化を防ぐには儒教を以てするに若くは無いと、儒教といつても範囲が広く、周公の儒教、孔子の儒教、孟子の儒教、その他皆各々多少の異同があるので、一口に儒教といつても、どういふものを指すのか明確でないが、今孟子の中の思想悪化を防ぐことに就いて看ると

『民といふものは確かりした職業や財産があれば確かりした心をもつが、確かりした職業や財産が無いと、確かりした心も無い、確かりした心が無いと、平気で悪いことなら何でもするやうに為る、そして此者を罪に陥れて刑を加へるといふことは、民を欺いたことに為る』(滕文公章句上)

孟子は、これで見ると、人民は確かりした職業や財産(恒産)の無いことが、思

想悪化(無恒心)の原因だとして居る、而して政治の当路者は、是非とも人民に確かりした職業や財産を授けねばならぬと云うて居る、一方に先祖代々の遊食の民があり、他方に額に汗して働いても三度の飯に困るやうなものがあっては思想は悪化する、孟子はまた云ふ

『桀や紂が(古の暴君)天下を失つたのは、民を失つたので、民を失つたのは、民心を失つたからである、天下を得るには、民を得ねばならぬ。民を得るには民心を得ねばならぬ、民心を得るには、好むことをしてやつて、嫌ふことをしないのである』(離婁章句上)

今日若しも政治の当路者が人民に区別をつけて、不公平に扱ふやうなことがあるとすれば、それは一般人民の嫌ふことであるから、孟子に言はせれば天下を失ふ道である、華族の世襲などいふことは、公平なる政道であるか、自らその勲功に因つて華族たるは可い、馬鹿息子共が先代の勲功で華族の跡を継ぐのは尚可いとする、然し是が政治上に一般人民より甚だ優越なる権力を持つとなると果たして民心を得る所以であらうか、孟子はまた云ふ

『古の人は天爵を修めてから人爵を得た、今の人天爵を修めて人爵をもとめ、人爵が手に入ると、天爵を棄てる、これは甚しい惑ひで、終には人爵も無くなる』(告子章句上)

今日人爵のある者果して幾人の天爵あるものあるか、孟子の言に拠れば、人爵は必ず天爵ある者でなければ得べからざる意味を含んで居る、而して天爵は「仁義忠信で善をたのしんで倦まない」

これが天爵である。これの能きる人は千万人中幾人かである、此の天爵を得て然る後に人爵を受けるのが当然だといふのである、たとひ孟子の言ふほどに厳格にしないで、父祖の功に因って、その子孫が栄爵と共に絶大の権力を世襲することが果して穩当であるか、今日の国民は一方に於て多数の失業者が、道途に餓えて居る

「台所にはうまい肉があり既には肥えた馬があつても、民は飢え、野に餓え死にがあれば、獸に人を食はせて居るのと同じである」(梁恵王章句上)

国家秩序の上より視るも、社会政策の上より視るも、華族が特権を世襲することは宜しくない、幸にも、華族の後嗣が、三年間襲爵を願出なければ、華族と為らずに済むといふ立派な規定があるさうであるから、思想善導のために、続々此の規定を奉行せられたらよからう。(宮原)

資料 共産青年同盟 『学生自治会について』

(いわゆる学生テーゼを自治会に特化したもの)・昭和6(31)年5月?

極秘

寫「自治学生会に就いて」ノ抜粋

(右パンフレットハ昭和六年五月頃共青本部学生係ニ於テ作成セルモノト認メラル)

## 目次

- 一、自治学生会の性質及び任務
- 二、読書会との関係
- 三、自主的学生委員会との関係
- 四、自治学生会の全国的組織結成に就いて

### 一、自治学生会の性質及任務

革命的學生以外に学校当局に対して種々な要求、希望を持ってゐる學生が非常に沢山ある。

一九三〇年以未非常に其の数を増してきた全国に渡(ママ)る各高、専、大学校に於けるストライキは一部勿論左翼の革命的學生の指導、宣伝、煽動によつて行はれたとはいへ、猶多くは學生の不平不満の自然発生的曝発に依存してゐる。

我々は「ストーヴに火を入れろ」等の初歩的な要求を持つ學生より「学校行政への参加」等の高度の要求を持つ學生をも含めて、即ち不平不満を持ってゐる全部の學生を含めての一弾となつて学校当局に対し強力に闘争する組織を要求されてゐる。

我々は現在學生の重大問題であり又全く剥奪されてゐる學生の自治権獲得を中心任務として前述した様な広汎な學生の要求を包含する恒常的な学内闘争のための大衆組織の設備を主張する。其大衆組織とは何か?

自治学生会これである。

...。自学は出来得るならば凡ての學生を含め入れて闘争を通じて教育し、組織して行く大衆的な組織である。それ故に高度な規律とか、マルクス・レーニン主義の承認と云ふ様なものでは絶対にあってはならない。反対にこの組織の中へ未組織大衆を入れこの組織を通じて學生にプロレタリア的な教育を与へねばならない。従つて自治学生会は学内に於ける大衆的な一つの左翼組織であることは勿論である。學生の凡ゆる不平不満は自治学生会に依つて余す処なく高くかかげられねばならぬ。

### 二、読書会(R・S)トノ関係

読書会は学内に於けるマルクス・レーニン主義の研究、宣伝と相俟ってブルジョア科学に対する反抗を組織して行く大衆団体であってこの組織に於ては学生に独特な理論的方面の教育及び研究を通じての学生の組織化が中心問題である。従って自学と R・S とは学内に於ては基本的な大衆団体であるが R・S は飽く迄も学生に独特な意義を有する理論的研究を中心とする点に於て自治学生会とは異って来る。

然しこのことは決して学内の紛擾、ストライキ等に直面して R・S は其闘争を自治学生会に委ねておけばよいと云ふことにはならない。これこそ理論的研究を闘争から切り離す誤まれる考へである。R・S は積極的に学内の闘争に参加し自学にのみ闘争を委ねてはならない。R・S の発展は自学の発展を援助し自学の発展は R・S の発展を促すであらう。

従って一学内に於ける R・S のメンバーと自学のメンバーは一部は同一であるけれども他ノ一部は全く中心任務が異なるが故に異ってくる。即ちマルクス・レーニン主義の研究ブルジョア科学の批判のみを希望する学生、マルクス・レーニン主義は知らなくとも学校の設備、教育科目等に種々の不平不満を有する学生は各々異った組織の中に入れられねばならぬ。

0

R.S も自学も学生大衆を組織し訓練しプロレタリアートの指導下へ導くことが中心任務であるが故に二つの組織を確立する必要がないと断定して R.S のみで凡ての闘争を遂行しようとするのは誤りである。広汎な大衆を含み得る性質を持ってゐる問題を中心として大衆団体を組織することは絶対に必要である。大切な事はこれらの諸組織の中で何れの組織が指導的役割を果さねばならぬかである。この意味に於て我々は赤色スポーツ団、学生自衛団ノ結成を緊急の問題として提起する。

### 三、自主的学生委員会との関係

クラス委員会はクラスから選出され全校的に統一されて学生の要求、希望等を当局に提出する学生大衆の意志表示のための統一戦線機関である。この組織は自学の指導の下にクラス別に基礎をおき日常闘争をより効果的に発展させ自学自体の発展を遂行し下からの全学生統一戦線を強力にするための組織である。即ち自学とは異り未組織大衆をより多く自学に吸収するための或は又自学結成の一地盤となる統一戦線機関である。

。この無力な学生委員会に抗してストライキ後実行委員会の公認 本質的に下から選ばれた自主的学生委員会の公認 の要求が叫ばれてゐる。(早大、明大、慶大等)これ等の要求は現在の軟化せる無力の学生委員会の徹底的自主化、破壊の要求の具体的現れである。これ等の自主的学生委員会確立の闘争

を遂行することによって我々左翼の革命的學生は自学の結成のため精力的に闘争せねばならぬ。

#### 四、自治學生会の全国的結成に就いて

學生運動はプロレタリアートの強力な指導の下にあってのみ正しく発展し得る。プロレタリアートの指導外の所謂學生の左翼運動は其自体何等の意味もなく反対に実(「害」か。引用者注)を及ぼすものであることは自明の事である。

。大切な事は學生運動のみを現象的に効果的に戦ひ得ることを考へるのではなくして飽くまでもプロレタリアートの運動との相互關係而もプロレタリアートを基準として考へねばならぬ。

嘗ての學生社会科学連盟会(F・S)はこれ故に解体された。然しこの事は決して學生の全国的共同闘争を否定するものではなくして必要に依り又重要なことはプロレタリアートの指導下に直接又は日本共産青年同盟の指導の下に一時的に全国的協議会が形成されることである。それ故に自学の全国的組織的結成の誤謬であるは勿論 R・S 其の他の全国的組織結成も否定されねばならぬ。

自学結成は現在の R・S の自学的偏向の克服と共に闘争を通じて全国の各学校別に遂行されねばならない。

o

(スローガン)

全国の学校に自治學生会を結成せよ!

學生自治権の獲得万才(ママ)!

日本共産青年同盟の旗の下に!

資料 鍋山貞親・佐野學『共同被告に告ぐる書』・昭和8年6月8日

佐野 學

一、この「共同被告に与ふる書」は、余が一九三三年六月八日、日本共産党を脱するに際し、市ヶ谷刑務所において同志鍋山貞親と共に起草し、当時同一法廷に審理せられつつあつた二百余名の共同被告にあてた声明書の全文である。

一、余は一九二二年六月、日本共産党創立に参加し、一九二九年六月入獄し、一九三三年六月この声明書を発して脱党し、其後ひきつづき十年間在獄し、一九四三年十月、刑期満了して釈放せられ、一九四五年の敗戦に至るまで思想犯保護觀察法による監視のもとにおかれた。



一、余の脱党によつて甚大な打撃をうけた共産党は余が政府より買収せられたといふ不潔な虚構宣伝を盛に行つた。しかしさやうな事実は絶対に無い。それは余が脱党以後、刑期満了まで十年間をなほ獄中ですごしたこと及び出獄後も特高及び憲兵の嚴重な監視の下にあつたことが証明する。

一、この声明書中に表明せられた余の一部の思想が誤謬であつたことは、声明書以後の十三年間の歴史的な事実が証明する。余はそれらの思想を今日抱いてゐない。

一、この声明書中における共産党、コミンターン、ソ連にたいする余の評価は変更してゐない。

一、共産党は余をあらゆる手段で攻撃し中傷してゐる。余も共産党を敵視する。

一、余は早稲田大学商学部にて社会思想史及び社会政策を一週各一時間講義してゐる。余は一九二〇年頃に同学部の講師であつた。余と共産党との敵対關係が近時不愉快なるまでに激しくなつてゐるので、講師にすぎざる余が、偉大な民主主義者大隈侯の創立した早稲田大学に迷惑を及ぼすを恐れ講師辞任の意を有してゐるが、学生の要求があるのでなほ講義をつづけてゐる。

(一九四七年六月二日記)

#### 共同被告同志に告ぐる書

鍋山 貞親  
佐野 學

はじめに / 日本共産党の欠陥理由はコミンターンにある

我々は獄中に幽居すること既に四年、その置かれた条件の下において全力的に闘争を続けると共に、幾多の不便と危険とを冒し、外部の一般情勢に注目してきたが、最近、日本民族の運命と労働階級のそれとの関連、また日本プロレタリア前衛とコミンターンとの關係について、深く考ふる所があり、長い沈思の末、我々従来の主張と行動とにおける重要な変更を決意するに至つた。

日本はいま、外、未曾有の困難に面し、内、空前の大変革に迫られて居る。戦争と内部改革とをはらむ此内外情勢に対し、あらゆる階級と党派とは課題解決の準備と対策に忙しい。

此時、労働階級の前衛を以て任ずる日本共産党が幾多の欠陥を呈露してゐる。党の基礎は現実的にも可能的にも著しく拡大したが、黨員の社会的構成も党機構も行動も宛（ママ）ら急進小ブルジョアの政治機関化してゐる。

党は近年の恐慌及びそれに関連して暴露された資本主義機構の腐敗に対する

大衆の憤激を指導し得なかつた。満州事変及びそれに引続く一聯の戦争情勢に対する党の公式的対策は完全に破綻し、党の反戦斗争は支那新聞のデマ記事やコミンターンのアジ文書においてのみ華やかであつたにとどまる。重要なストライキの指導も深刻化しゆく農民斗争の権威ある指導も、党によつて行はれなかつた。

かつて或時代の日本共産党は武装デモの呼びかけをなし、事実、小規模乍らそれを組織した。それは決定的に誤謬であつたが、それでもなほ此誤謬は大衆の支持を確信した大衆の中に突入する思想を現はしてゐる。

それに比べて昨年来の諸事実はブランキズムの悪い要素のみの寄せ集めの観があり、プロレタリアートと全然縁なき腐敗傾向すら示した。党は客観的に見て労働階級の党であると言へない。

我々は大体のことは獄中から沈黙してゐるべきである。又我々は個々の党员諸君がまじめで勇敢に働いてゐること、斗争が極めて苦しく且つ深刻なものとなつてゐること、一般的諸条件が有利に緊張してゐること等を十分知つてゐる。

しかし党として、組織として、全体として、プロレタリア前衛の結合隊として正しい発展をしてゐると諸君は断言し得るだらうか。社会の生産機構に直接参加しない小ブルジョアの尖端分子たるインテリ層が、労働階級を踏台として其意欲を発散せんとしたのは従来とても屢々有つたけれども、彼等は今や連続せる弾圧のために生じた共産党の弱さと間隙とに乗じて之に入り、労働階級中の進歩分子たる前衛をも踏台にせんとしてゐる。

もとより個々の同志は夢にもそんな大それたことは考へまいが、階級が個々人の意思から独立して決定された自己の目的を追求することは小ブルジョアとても同じである。此故に弾圧に屈せざる真摯な同志の勇氣と熱情に拘らず、党自身の方向がゆがみ、ジャーナリズムの喝采を受けても肝腎の労働者大衆の関心から離れ、欠くべからざるプロレタリア的自己批判は抛擲され、純真の青年同志や労働者党员は大衆的斗争の中に訓練せられない。我々はこの現情に大なる遺憾なきを得ない。

勿論かかる事態は最近時の党指導者の個人的資性や能力にその本来的原因が有るのでない。彼等の多くが所与の条件の下において最も誠実優秀の人物であつたことを十分信ずる。それにも拘らず党がプロレタリア前衛の結合たり得ないことが根本問題なのだ。我々は熟考の末、かかる事態を必然ならしめた根本原因の一つは我々が無限の信頼を寄せてゐたコミンターンの政治及び組織原則そのものの中にあると悟つた。

コミンターンはソ連一国の機関化している

我々は従来最高の権威ありとしてゐたコミンターン自身を批判にのぼせる

必要をみとめる。我々はコミンターンが近年著しくセクト化官僚化し、余りに甚しく蘇聯一国の機関化し、二十ヶ条加盟条件の厳格なプロレタリア前衛結合の精神を失ひ、各国の小ブルジョアに迎合し、悪煽動的傾向すら生じたと断定する。

彼は日本の党に関して、気骨ある労働者よりも筆舌的饒舌的小ブルジョアを歓迎し、希望と状勢とを混同して放恣なる戦術を考案し、目に見えたウソを以て無責任な煽動をやつてゐる。

一九二六年より其翌年に亘り日本共産党の陣営内に最初の小ブルジョア的氾濫の現象があつたとき、コミンターンは峻烈に之を批判し、党内の優秀な労働者党员と共に此偏曲を克服した。

然るに現在、小ブルジョア要素があつた当時と比較にならぬほど圧倒的優勢を党内に占め、有形無形の損害を日本の左翼的労働者運動に加へつつあるに拘らず、コミンターンは一言半句もかかる偏曲に触れず、却て齒の浮くやうな文句を以て党を賞揚してゐる。

近年の世界恐慌及び其後の尖鋭化した諸情勢に対するコミンターンの理論的批判は常に深刻鋭利、人を傾聴せしめるが、コミンターンはこの情勢中において国際的革命組織として諸国労働者の現実斗争を指導するには甚だ無能力であることを暴露した。各国の労働者はコミンターン及び其支部と殆ど無關係に自国の資本主義と戦つてゐる。コミンターン支部は世界にあまねしと難も其実勢は揚言の如く発展してゐない。

端的な例をひく。コミンターンの大党たるドイツ共産党がヒットラーの反動の前に何等抵抗をなし得ざりしは如何。現に革命渦中にあること既に二年なるスペインの党の弱さと、それに対するコミンターンの叱責的批判だけをくり返す無責任は如何。

支那共産党はソヴェート地域の大衆運動を基礎とするが故に強いのであつて、コミンターン支部たるが故に然るのではない。むしろコミンターン支部たるが故に同党は時々セクト的暗影をもつのである。国際的カムパもお座なりだけのものである。(国際失業対策斗争、反戦デー等。)

#### コミンターンの呪縛から抜け新たにラディカルな再編成へ

コミンターン大会は既に五年に亘つて開かれぬ。党と組合とを問はず、大会を無視するは其指導組織の官僚化したことを意味する。コミンターンは各国に拾頭せる国民主義的傾向に対してはただ之を排外主義とけなしつけるだけで、其中に動く生きた力を科学的に解剖するのを敬遠してゐる。

蘇聯の異常な発達と国際的危機情勢が必然にコミンターンをして蘇聯の国策遂行機関たる傾向を帯びさせたのは諒とするが、近時、其傾向極端となり、

蘇聯擁護の一語を各国共産党の最高無二のスローガンたらしめ、各国労働階級の利益をもこれが犠牲たらしむるを要求してゐるのは、世界的労働者運動の発展にとつて決して正しいことでない。

事実上、日本共産党は我が労働階級の解放を目ざす党たるよりも、日本における蘇聯防衛隊又はその与論機関たることにより多くの意義がおかれてゐるかに見える。コミンターンが日本共産党の現状に何等の批評を加へず、却て無責任に煽動するは、この意味なしとしない。

我々は元より蘇聯及び支那ソヴェート政府との結合を我が労働階級の重要任務の一と主張するけれども、それは飽くまで自主的立場においての任務でなければならぬ。今日、日本共産党が、既に内面的に変化せるコミンターンの決議に事々に無条件服従を求められ、日本の労働階級の創意の奔放を妨げてゐるのは、我が労働運動の一大不幸となつた。

我々は過去十一年間、忠実に一切の苦楽をコミンターンに托してきたが、今、一切の非難を甘受する決意を以て、本声明書に述べる諸理由に基き、日本の左翼的労働者運動が、党と言はず、組合と言はず、コミンターンの諸関係から断然分離し、迫り来る社会的変化に適応すべく、新たな基準においてラヂカルに再編成せられねばならぬことを主張する。

#### 日本革命についての三二年新テーゼ批判

コミンターンが日本の特殊性を根底的に研究せず、ヨーロッパの階級斗争の経験殊にロシア革命の経験にあてはめて日本の現実を引きずつて行く傾向は、我々の夙に指摘してゐた所であるが、昨年五月発表の日本問題新テーゼはかかる傾向の頂点を示してゐる。その著しき方法論的誤謬の二三を示す。

同テーゼの冒頭は、日本資本主義の「特殊に攻撃的な強盗性」なるものに対する自由主義的憤激を以て始まつてゐる。資本主義は比喩的に言つてどこでも「強盗的」だつた。歴史はイギリス、フランス、アメリカ、前代ロシアのは紳士的だつたが、日本のは強盗的だつたなどと教へてゐない。

問題は、十九世紀後半に日本が他国の植民地とならず、自ら資本主義国として発展したことが当時の事情の下において莫大な革命的意義を有したことにある。それは欧米資本の重圧に呻吟するアジア諸民族の覚醒と革命的斗争を早め、以て世界史の進歩の有利な条件を創造した。この歴史的必然、この世界史的意義を又キにして日本資本主義の全発達過程をただ強盗と罵つてみても何等科学的なものはない。

これは蘇聯リトヴィノフ外交が日本及び支那に関して国際聯盟のブルジョア諸国と一致するに以て、コミンターンの指導者も亦満洲事変以後の日本に対してヨーロッパの自由主義者と同じ興奮に駆られてゐるのを示すものであるか。

更にこのテーゼは日本において君主制反対の大衆斗争が渦巻いてゐるとか反戦的大衆運動が激化してゐるといふ、支那及び欧洲で程造された虚構の事実を基礎として全部のテーゼを引出してゐる。主観的希望を以て客観的事実をゆがめ之を戦術の基準とするが如きは、革命家として恥すべきことであり、このテーゼの作者は詩人であつても、プロレタリア的戦術家でない。

#### 日本における一国社会主義を追求する諸条件

最近の世界的事実(蘇聯邦の社会主義をも含んで)は我々に教へる。

世界社会主義の実現は、形式的国際主義に拠らず、各国特殊の条件に即し、其民族の精力を代表する労働階級の精進する一国的社会主義建設の道に通ずることを。民族と階級とを反発させるコミンタールの政治原則は、民族的統一の強固を社会的特質とする日本において特に不通の抽象である。最も進歩的な階級が民族の発展を代表する過程は特に日本においてよく行はれやう。

世界革命の達成のために自国を犠牲にするも恐れざるはコミンタールの国際主義の極致であり、我々も亦実に之を奉じてゐた。しかし我々は今、日本の優秀なる諸条件に覚醒したが故に、日本革命を何者の犠牲にも供しない決心をした。我々は世界プロレタリアートの間の国際主義そのものを否定するのではない。

しかし今後のより高い国際主義はむしろ世界の主要個所における一国的社会主義建設の努力の中に築かれるであらう。世界すべての民族がかかる能力を現有してゐるのでないが、日本は現在到達してゐる高度の文化から見て此能力を豊富に有してゐる。従来ブルジョアが彼等の防衛のために恣に日本を使つたが故に、階級意識ある労働者は却て自国に対する大なる関心を欠くやうになつてゐる。

しかし日本の労働者が日本を主として考慮するほど自然且つ必要なことはない。日本民族が古代より現代に至るまで、人類社会の発達段階を順当に充実に且つ外敵による中断なしに経過してきたことは、我々の民族の異常に強い内的発展力を証明してゐる。

また日本民族が一度たりとも他民族の奴隷たりし経験なく、終始、独立不羈の生活をしてきたことの意義は甚だ大きいのである。之によつて培はれた異常に強固な民族的親和統一と国家秩序的生活の経験とは、内面的に相連関して、日本の歴史上に生起した数次の階級勢力交替の過程を、他の、異民族的支配と経済的搾取と政治的圧伏とが錯綜せる国々に見られる如き、階級斗争の原始的な、絶望的な、惨烈な過程とは著しく異らしめてゐる。

この歴史的に蓄積された経験は、今日の発達した文化と相俟ち新時代の代表階級たる労働階級が社会主義への道を日本的に、独創的に、個性的に、且つ極めて秩序的に開拓するを可能ならしめるであらう。

民族的範疇の無視を以て階級に忠実なる条件と空想するのは小ブルジョア的思考である。日本氏族の強固な統一性が日本における社会主義を優秀づける最大条件の一つであるのを把握できないものは革命家でない。民族とは多数即ち勤労者に外ならない。我々は我が労働階級及び一般に勤労人民大衆の創造的能力に強い信念をもつ。

#### 日本史における君主制の独自性 / ツアーリズムとは違う

日本共産党はコミンターンの指示に従つて君主制廃止のスローガンをかけた。前記テーゼの主旨の一は、更に一步を進め、反君主斗争が現下の階級斗争の主要任務であるなどのバカげた規定をしたことにある。コミンターンは日本の君主制を完全にロシアのツアーリズムと同視し、それに対して行つた斗争をそのまま日本支部に課してゐる。

日本共産党におけるこのカンパは最近益々極端に赴いてゐる。(恐らくコミンターン指導者をも満足させすぎるほどに。)党は政治的スローガンとしては「天皇制打倒」を恰も念仏の如く反覆し、あらゆる場合にあてはめ、浅薄な呪詛の言葉をヤタラに振りまいてゐる。

資本家地主政権といふ階級的言葉すら最近の党機関紙には見当らない。労働者の階級斗争をかかると一題目に単純化して以て能事了れりとしてゐるのは極めて政治的無能であるか、極めて具体的に何もして居らぬかである。

党のかかるカムパは急進小ブルジョアの間上空疎且つ観念的な自由主義的興奮を喚起すると同時に、他方、労働者の生活気持には、ますます近づき難い状態に自らを置いてゐる。我々は日本共産党がコミンターンの指示に従ひ、外観だけ革命的にして實質上有害な君主制廃止のスローガンをかけたのは根本的な誤謬であつたことをみとめる。

それは君主を防身の楯とするブルジョア及び地主を喜ばせた代りに、大衆をどしどし党から引離した。日本の皇室の連綿たる歴史的存続は、日本民族の過去における独立不羈の順当的發展が世界に類例少きそれを事物的に表現するものであつて、皇室を民族的統一の中心と感ずる社会的感情が勤労者大衆の胸底にある。我々はこの事実を有りの儘に把握する必要がある。

更に日本の君主制が旧ロシアのツァール、旧ドイツのカイゼル等と異り、明治維新以来、進歩の先頭に立つた事實はブルジョアジーの間でもプロレタリアートの間でも、反君主斗争を現実的問題たらしめなかつた。多数の犠牲者を出した幸徳事件はブルジョア自由主義者のセクト的テロリズムとして記憶されるだけであつて、少しも労働階級の革命的伝統の一部を形成してをらぬ。

急進的小ブルジョアは某本質上、単純な反君主制コースに昂奮し易い。現在の共産党が殆どアナキズムと見分けのつかぬ反君主団体の観を呈してゐるのは

之等の要素が氾濫してゐるからである。しかしながら労働階級はその階級的生活から資本主義機構の変革を本能的に欲求するけれども、単純な、自由主義的な又はロシアの反ツァーリズムそのままの君主打倒論にくみするものでない。

#### コミンターンが日共に課した敗戦主義の錯誤

コミンターンが反君主斗争と共に日本共産党に課してゐる今一つの大きい課題は戦争反対特に敗戦主義である。我々はここにも深酷（ママ）な小ブルジョア性を見る。元来、因循卑怯な平和主義を愛する小ブルジョアは、現在、之を適当に表現する手段をもたぬため、その尖端たる急進的小ブルジョアはコミンターンの戦争絶対反対論に何の批判もなしに引付けられる。

戦争に一般的に反対する小ブルジョア的非戦論や平和主義は我々のとるべき態度でない。我々が戦争に参加すると反対するとは其戦争が進歩的たると否とによつて決定される。支那国民党軍閥に対する戦争は客観的にはむしろ進歩的意義をもつてゐる。

また現在の国際情勢の下において英国と戦ふ場合、それは双互の帝国主義戦争から日本側の国民的解放戦争に急速に転化し得る。更に太平洋における世界戦争は後進アジアの勤労人民を欧米資本の抑圧から解放する世界史的進歩戦争に転化し得る。

我々は蘇聯邦及び支那ソヴェート政府に対する戦争は反動的戦争として反対する。我々は断じて好戦的主戦論にくみするものでないと雖も、いま不可避なる戦争危機をかく認識し之を国内改革との結合において進歩的なものに転化せしめることこそ、我が労働階級の採るべき唯一の道と信ずる。民族の利害と労働階級の利害とを反発せしめるのは誤謬である。

我々は日本のブルジョアジーが日本を永くアジアの憲兵たらしめ、欧米資本と共同してアジア諸民族を搾取せんとするを排斥する。同時にコミンターンが蘇聯邦の目前の利害の見地から日本共産党に向つて無暗矢鱈に敗戦主義を課してゐるのは日本の労働階級にとつて有害であることを力説する。支那軍閥や英国に敗戦する必要はどこにもない。

腐敗の極に達してゐたツァーリズムのロシアにおいては児童走卒も自国の敗戦を希望した。あらゆるロシアの経験を時処と条件を無視して普遍的教義に転化するのことはコミンターンの根本的誤謬の一つであるが、今日の日本は当時のロシアに比して遙に健全であり、遙に文化高く、原始的な敗戦主義は決して大衆の胸に訴へ得ない。

日本が敗退すればアジアが数十年の後退をすることは目に見えてゐる。日本における敗戦主義は日本民族の敗北の希望を意味し得る。我々は大衆が本能的に示す民族意識に忠実であることを要する。労働階級の大衆は排外主義的に昂奮し

てゐるのでない。彼等は不可避に迫る戦争には勝たざるべからずと決意し、之を必然に国内改革に結合せんと決意してゐる。之を以て大衆の意識が遅れてゐるからだと片付けるのは大衆を侮辱するのみならず、自ら天に唾きするものだ。

#### 東アジアの連携による社会主義国家の可能性

我々はコミンターンが日本共産党に向つて要求する公式的な植民地民族の国家的分離政策が日本において妥当ならざるを指摘する。コミンターンの民族自決の原則は、民族の牢獄と呼ばれたツァーリズムのロシアにおいて、之を認めざれば二十有余の諸民族の叛乱によつてロシア革命そのものの成功を不可能ならしめるものなりし故に成立した原則であり、その内容においてウイルソンの国際聯盟的なるブルジョア民主主義性、形式的小国主義性を含んでゐる。

それはあらゆる時と所に妥当な原則でなく、プロレタリアートの原則としてもロシア革命当時にもつた革命性を既に失つた、もう陳腐となつた原則である。現にロシア革命における民族自決の実践の結果は、反動的ポーランドの成立、バルト海沿岸諸邦の英仏資本の傀儡化等に見る如く、ヴェルサイユ条約の民族自決の実践の結果、中部ヨーロッパに中世的分裂状態が成立したのと同様、悉く反動的効果を収めたのみである。

この原則は母国のプロレタリアートと植民地の労働者大衆との結合によつて築かれる大国的な一国社会主義の可能を無視してゐる。諸民族の生活の権利に甲乙はない。

我々は鮮台両民族に対する資本主義的搾取及び弾圧を何よりも日本民族自身に対する最大の侮辱として排する。我々は日台鮮各氏族の完全な同権のために戦ふ。しかし民族同権の具体的表現は形式的な国家的分離でない。経済的文化的歴史的に近接せる諸民族の勤労者大衆が一個の大国家に結合して人民的階級的に融合し社会主義の建設に努力することが遙に現実的な世界史的方向である。

緊密の同一経済体系の中に生活する日台鮮勤労者大衆の共同の任務は搾取者との斗争を通じて此の国家を勤労者自身の国家たらしめるにある。もし日台鮮諸民族がコミンターンの希望する如く、機械的に民族自決の原則に従ひ国家的分離を行つたならば、それは依然ブルジョアの支配する反動的な小国群の成立に終り、アジア諸民族のより保守的分裂の第一歩となるであらう。

ヨーロッパの帝国主義母国とその植民地(たとへばイギリスとインド、フランスと印度支那)は経済的文化的歴史的に懸絶する故に、相互の勤労者と難も容易に結合し難く、従つて一個の社会主義体系を産出するは殆ど不可能である。日本と朝鮮、台湾は、それらと殆ど範疇的に異つてゐる。我々は日本、朝鮮、台湾のみならず、満州、支那本部をも含んだ一個の巨大な社会主義国家の成立を将来に予想する。



コミンタールの歴史的意義に今後も一定の敬意を払う

コミンタールはこれまで多くの輝かしい仕事をしてきたから、当然に勤労者及び弱小民族に魅力をもつてゐる。この故にコミンタールを去つた人間にして、その去つた後までも自らコミンタールの支持者であるが如き、不分明な、未練がましい、狡猾な態度をとるものが日本にも外国にも少くない。

これらの大衆を欺瞞する、首鼠両端を持するの徒をコミンタールが常に軽蔑し、辛辣な嘲罵を加へてゐるのは尤もなことである。我々はこの嘲罵を招かないために今後鮮明な態度をとるであらう。我々は支那ソヴェート政府や其共産党に活動する同国の同志達がコミンタールのセクト化、官僚化、蘇聯邦一国機関化等に関して我々と同意見になるのは時期の問題にすぎぬと考へる。

コミンタールは恐らく世界戦争勃発と共に尖鋭な瓦解をするであらう。各国の最も積極的なプロレタリアートを含んでゐる共産党では、戦争と革命との相関を現在のコミンタールの如く消極的に理解せずして、戦争への積極的参加を通じて問題を解決せんとする者を多く出すだらう。

十一年来、コミンタールの旗の下に教養され、全力を以てその陣営のために戦つた我々であつたが、今、相容れざるもの多くをもつに至つたから、潔くこの陣営を去つて新たな道に就く。我々はコミンタールの歴史的意義や革命的業績や方針等について今後と雖も一定の敬意を失ふものでない。

労働階級前衛の指導的役割の必要についての確信に変わりはない

我々は尚資本の搾取に対する労働者の利益擁護(七時間労働其他)や農業革命の諸問題(寄生的土地所有の廃除其他)につき、多く語るべきものを持つてゐるが、それらに関しては根本において従来態度を変更する必要をみとめないから、ここに省く。又、労働階級前衛の指導的役割と其結合の必要についての確信に少しの変わりもない。

我々はコミンタール日本支部てふ組織が前衛の結合形態であるといふ公式的仮定をやめねばならぬ。現に決してさうなつてをらぬ、又なり得ない。

我々は日本、朝鮮、台湾、また満州をも含んでの、プロレタリア前衛の独自の結合隊の可能を信ずる。

左翼労働者運動の全領域に過度に入り込んだ小ブルジョア要素及イデオロギーは執鋤に掃蕩されねばならぬ。日本の労働階級は他人を搾取せざる小ブルジョア勤労大衆を獲得せずして其役割を果し得ないけれども、労働階級の主導的地位が確立された後にのみ、小ブルジョア勤労者はその同盟者たり得る。

我々はコミンタールを難じ、党を難じ、急進小ブルジョアを難じた。我々は深い苦しみを感じつつ痛苦的自己批判として之を認めた。勿論我々はすべての

責任をコミンターンや小ブルジョアに転嫁するものでなく、又転嫁し得るものでない。

日本共産党が今日、尖鋭に示してゐる欠陥や矛盾に対し我々自身、強い連帯責任が有る。ここに述べたことは言簡単に過ぎて意を尽さぬものが多い。しかし我々はこの短い言葉を獄外に出すにも甚しく苦勞してゐる。もしできればヨリ詳細の見解を告げたい。しかしここに述べたことだけでも不完全乍ら問題の核心を提出し得たと信ずる。

公式的理論から我々の見解を反駁するのは他人をまたず我々自身に十分できる。しかし動かし難い現実日本の左翼労働者運動のラヂカルな再編成を要求してゐる。プロレタリア前衛の党の権威は、コミンターンの決議や論文を神聖視して反覆復諦することや蘇聯社会主義の成功の宣伝だけから生れるのでない。

権威は内面から、党活動から、奔出し発揚し形成さるべきものである。かかる創意が如何に欠けてゐることか。コミンターンの原則及び組織そのものが来りつつある日本社会の変革に決定的に不適合であること、これが略々十一年を費して実証された問題の核心である。

我々の見解は自由な内的発展に外ならない

コミンターンの指導に従つてゐればそのうち何とかなるだらうといふ日和見主義を排する。党同志は勿論多くの真摯な党外労働者や支那朝鮮台湾の同志は我々の声明に驚情し憤慨するかも知れぬ。我々はその憤慨する良心的態度に信頼し、根本からの広汎な討議の実行を望む。我々に対して汚はしき態度をする者があるかも知れぬ。

しかし我々が茲に問題を提示したことは経歴短き個々黨員の単なる心境変化と全然その出發を異にする。我々も獄中よりかかる意見を發表する不適當を十分理解してゐるが、この上、沈黙してゐることは却て我々の義務に反く。我々の見解は従来のもそれと対蹠的に異なる外観が有るが、その自由な内的発展に外ならぬ。

何人も我々を自由に批判し、或は賛成し、或は叛徒として鞭打つてもよろしい。我々は、我々の見解は、我々の口を通して出た日本のプロレタリアートの自覚分子の意見だといふ確信を固守する。我々が労働階級に全身を献ぐる基本態度は過去と同じく少しの変わりもない。

たとへこのまま獄中に終らうともプロレタリア前衛の誇りを以て死に赴くことも変りない。我々は日本の労働者運動に真摯の関心をもつ何人もここに提示された問題に厳肅な注意を向けることを要請する。

「佐野学著作集一」(昭三二)佐野学著作集刊行会

\* 小見出しは原文にはない。便宜上、引用者が付けた。

資料 4代学長・永田秀次郎 『俳句的人世観』

### 俳句的人世観

青嵐

私は俳句に親しんだ結果、いま迄に考へ付かなかつた新らしき世界を見出した。それは俳句の季題となつて居る、動物や植物に対して非常に同情を持ち、時としては自分が其動物や植物の地位に立つて、世界を眺めて見ると云ふ考へ方をするのである。即ち我輩は猫であると云つた様に、我輩は鶯である。我輩は櫻である。我輩は雪であると云ふ考へ方をする時は、全く今迄の世界と異つた、広いく別世界を見出すのである。

電気を知らない時代の人間は電気を通じての世界がわからぬ、顕微鏡の無い時代の人顕微鏡を通しての世界がわからぬ。俳句を知らぬ時の私は、唯人間の主観から見た世界が存在する事を知って、眞の世界の実相を看破る事が出来なかつたのである。俳句を通じて見た世界は、万物は皆独立の人格を有するものと思はれる。

世界は人間の為に造られたるものではない、世界を人間の為に造られたるものであると思ふのは、世界を白哲人種の為に造られたるものと思ふと同一の独断である。斯の如く世界の有ゆるものの人格を認むる考を以て見れば、マルクスの議論などは三文の価も無い、階級闘争とか、無産者独裁とか言ふのは、偏狭なる反動思想である。

人生は飽迄も階級緩和であり、共存共栄であらねばならぬ。私の議論から一言へば、哲学者も社会主義者も俳句を稽古せねば駄目である。

(『東洋』昭和18(43)年12月。永田青嵐先生追悼号に収録。一部に脱落あり。「俳諧懺悔」の一節。執筆時・初出不詳。『永田青嵐句集』に全文収録。新樹社。昭和33(58)年)

\* ここに収録した文章はべたになっているので、一行空けや改行は引用者が行っている。